

札幌国際スキー場 利用約款

第1条 適用範囲

当社の経営するスキー場の利用に関する契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については法令及び「スノースポーツ安全基準」の定めるところにより、法令等に定めのない時は一般の慣習によります。

第2条 スノースポーツに内在する危険

当スキー場を利用する方(以下利用者)はスキー・スノーボードに代表される全てのスノースポーツには内在する各号の危険があることをご理解ください。

1. 降雪・吹雪・降雨・濃霧など、天候に伴う危険（ホワイトアウトを含みます）
 2. 崖・斜面・凹凸・溝・沢など、地形に伴う危険
 3. アイスバーン・深雪・雪崩など、雪質や雪面状態による危険
 4. 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表など、自然の障害物による危険
 5. リフト支柱・標識・ロープ・マットなど、人工の工作物との衝突による危険
 6. 雪上車両との衝突の危険
 7. スノーパーク等の利用にともなう危険
 8. スピードの出し過ぎによる危険
 9. 自己転倒による危険
 10. 他の利用者との衝突による危険
 11. 疲労・飲酒・薬の服用・体調不良による危険
 12. 不適切な用具の使用による危険
 13. その他これらに類する危険
-

第3条 標識・指示の遵守

利用者は、標識・指示・場内放送・コースマップに記載されている注意書きや警告・パトロールなど当スキー場係員の指示に従って行動してください。

第4条 禁止行為

利用者に対しては、次の各号の行為を禁止します。

1. 管理区域外・滑走禁止区域（以下、「立入禁止区域」といいます。）に立入ること及びこれを滑走すること
2. 閉鎖中のコースに立入り滑走すること
3. 他の利用者はもちろん、立木、リフト支柱等の人工や自然の物体に意図的に接近して滑走すること

4. リフト・ゴンドラの運行を妨げる行為をすること
 5. 全ての雪上車両に接近すること
 6. 飲酒や薬の服用などの影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
 7. 登山等の目的のためコース内をハイクアップすること
 8. リフト券を不正に転売すること
 9. 長時間コース内で立ち止まったり、座り込んだりすること
 10. 当スキー場の許可なくエアー台、キッカーの作成、ポールを設置などによりゲレンデを独占・占有すること
 11. 当スキー場の許可なく当スキー場で物品の販売やイベントを開催すること
 12. 当スキー場の許可なく、対価を得て、または団体の活動としてスキー・スノーボードその他スノースポーツのレッスン活動を行うこと
 13. 当スキー場内で客引き行為を行うこと
 14. 当スキー場の許可なくドローンを飛行させること
 15. 空き缶・たばこの吸い殻・その他の物品を指定の場所以外に捨てたり放置したりする行為
 16. 犬などの動物をスキー場に放つこと
 17. 山の自然を破壊すること
 18. その他これらに類する行為
-

第5条 徐行義務

利用者は次の各号の状況下では徐行してください。

1. 徐行の標識があるところ
 2. 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
 3. シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ
 4. 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪い時（ホワイトアウトを含む）
 5. 立木など自然の障害物及びリフト支柱、ネット・ロープなど人工工作物に近づいたとき
 6. コースの合流地点やコースが狭いところ
 7. リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
 8. コースが混雑しているとき
 9. 業務のために出勤しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
 10. その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき
-

第6条 滑走時の義務

利用者は次の各号に従って滑走してください。

1. 地形・気候、雪質、技能、ゲレンデの混雑状況に応じて、スピードをコントロールすること
2. 滑り出し・コースの合流・横断の時はコース上方からの滑走者を優先させること
3. 滑走中は前方滑走者の動向を注視し、前方滑走者との安全な距離を保つこと

4. 追い越すときは、追い越される者の不意な動きも考慮したうえで十分な間隔をあけること
5. 転倒した際は、できるだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること
6. コースで立ち止まったり登り降りをするときは、コースの端を利用すること
7. コースに座り込んだり、狭い場所や見通しの悪い場所では立ち止まらないこと
8. 業務のため出勤しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止または徐行すること
9. 滑走具が流れ、他の利用者に危害を加えないよう、滑走具に流れ止めをつけること

第7条 各ストリート利用上の義務

利用者は次の各号を遵守してください。

1. 自らの能力と技術の範囲内で滑走すること
2. 着地点周囲の安全を確認してからスタートすること
3. ヘルメットその他必要な防具を着用すること
4. 掲示板などの注意書に従うこと

第8条 グループ又は団体の商用利用

1. 当スキー場をグループ、団体又は個人で商用利用する場合、代表者は、事前に申し出てください。
2. グループ又は団体の代表者は、この約款を率先して遵守し、他の利用者にこの約款を遵守させてください。

第9条 当スキー場でのレッスン活動

1. 当スキー場において、スキー、スノーボード、その他のスノースポーツのレッスン活動を行う者（以下、「指導者」といいます。）は、「外部レッスン実施要項」に従い、事前に当スキー場の許可を得てください。ただし、家族や友人同士等の間でアドバイスや指導を行う場合は除きます。
2. 指導者は、他の利用者の妨げとなるような場所や方法でレッスン活動を行ってははいけません。
3. 指導者は、受講者に対する安全指導を徹底し、天候・雪質、コース状況などを考慮したうえで、受講者の技術レベルにあった指導を行わなければなりません。
4. 指導者は、受講者に対し、この利用約款を遵守させなければなりません。
5. 当スキー場は、レッスン活動中の事故・トラブルについての責任は一切負いません。
レッスン活動中の事故・トラブルについては各自で対応ください。
6. その他、当スキー場でのレッスン活動については、「外部レッスン実施要項」の定めるところによります。

第10条 子供の保護者・付添人の義務

1. 保護者・付添人は、子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにしてください。
2. 保護者・付添人は、子供に対しこの約款に定める事項について教えるよう努めてください。

第 11 条 事故時の協力

1. 事故の目撃者及び当事者は、速やかに事故の発生状況をパトロールなどの当スキー場係員に通報してください。場合によっては、応急処置をお願いします。
2. 事故が起きた場合、すべての利用者は事故者を救助するよう努めてください。
3. 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認してください。
4. 当社は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、当スキー場係員からの求めに応じて、事故状況及び氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

第 12 条 安全用具

利用者は、ヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めてください。

第 13 条 保険加入の勧め

利用者は、事故に備え傷害保険や損害保険などに加入するよう努めてください。

第 14 条 立入禁止区域の救助活動

利用者が、立入禁止区域に立ち入り、立入禁止区域内にて負傷した場合や遭難した場合、当スキー場は何ら責任を負わず、利用者からの要請による捜索救助活動は行いません。

警察・消防等の行政機関からの要請等により、当スキー場が立入禁止区域内の救助活動を行った場合、利用者に対し、以下の費用を請求させていただきます。また、救助活動およびその支援活動にあたって、当スキー場に損害が発生した場合には、その損害を併せて請求させていただきます。

基本料	50,000円	(1時間)
人件費	5,000円	(1時間／1名)
雪上車使用料	50,000円	(1時間／1台)
スノーモービル使用料	10,000円	(1時間／1台)
ゴンドラ使用料	2,500円	(1往復／1名)

※人件費については、救助活動を行った時間に応じ、以下の割合で加算する。

- ・午後5時から午後10時まで 25%
- ・午後10時から午前10時まで 50%



コース外 (滑走禁止エリア 管理区域外) での救助費用について

管理区域外は当スキー場の救助の範囲ではありませんので、万が一負傷者の発生及び遭難事故等により当スキー場に(本人、家族、知人、友人等から)救助を求めた場合、救助費用の実費を当社から救助者本人及び関係者へ請求いたします。また、行政(警察・消防等)からの依頼により、当社が救助活動に参加した場合も同様に請求いたしますのでご承知おきください。また、滑走禁止エリアに於いても同様に救助費用を請求致しますのでご承知おきください。

・基本料	50,000円	(対策本部費、救助用具代、電報代等の1時間あたり)
〈追加料金〉		
・人件費	5,000円	1時間/1名
・雪上車	50,000円	1時間/1台
・スノーモービル	10,000円	1時間/1台
〈割増適応〉		
救助活動時間が午前5時を過ぎた場合は、上記人件費に25%加算します。また、午後10時から午前5時までの活動については、50%加算します		
〈その他料金〉		
その他、救助活動に際し発生した損害、費用について、当社が別途定める料金をお支払いいただきます		
・ゴンドラ乗車料	2,500円	1往復/1名

当社がスキー場利用者の安全、規則、事故の未然防止のために設置したロープ、看板等を越えて滑走することを禁じます。当スキー場(ゲレンデ、駐車場等)を利用した上で冬山登山、山岳スキー(バックカントリー)を目的に管理区域外へ入山する場合は、必ず警察署等へ登山計画書を提出した上で、自身の判断により十分な装備を携行して、入山してください。十分な知識経験を有するか、自身に知識経験が不足する場合は相応なガイド、もしくは同行人との入山をお勧め致します。

Sapporo kokusai snow area Charges for outside the controlled area

Help from the ski resort for injury, distress or other reasons outside the designated courses or prohibited area of the ski resort will incur charges for the actual cost of rescue as outlined below. Please be advised that charges also apply to cover the costs of resort staff participation in rescue activities performed at the request of the authorities (police, fire department, etc.)

・Basic rescue charge	¥50,000	(up to 1 hour after the call for help, to be carried over for overtime, incl. personnel and other expenses)
Prohibited Area and outside the controlled area of ski resort.		
〈Additional charges〉		
・Personnel costs	¥5,000	(Hours/person)
・Snow groomer	¥50,000	(Hours/1 unit)
・Snow mobile	¥10,000	(Hours/1 unit)
〈Application of extra charges〉		
For rescue after 17:00, 25% will be added to the above to the personnel cost		
〈Other charges〉		
For the damages and expenses incurred during the rescue operation, you will be required to pay a separate fee.		
・Gondola ride fee	¥2,500	(One round trip/person)

For your own safety, please do not cross ropes or go into areas marked by the resort as No Entry. Prior to using this ski resort for entry into non-controlled areas purpose of mountain climbing or backcountry skiing, you must file a Mountain Climbing Plan with the Hokkaido Police. If you do not have enough knowledge and experience, we recommend that you join the appropriate guide or accompany you.

第 15 条 損害賠償請求

当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、その利用者に対しその損害の賠償を請求させていただきます。

第 16 条 利用の拒絶

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合にはリフト券の利用停止処置のうえ当スキー場の利用をお断りいたします。

1. 当スキー場の利用がこの約款によらないとき又はその可能性があるとき当社が判断したとき
 2. 当スキー場の利用に関し、利用者から、当社で対応できない特別な負担を求められたとき
 3. 当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき
 4. 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
 5. 天災・伝染病などその他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
 6. パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき
 7. 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体員などであるとき又はその可能性があるとき
 8. 前各号に掲げる他、正当な理由があるとき
-

第 17 条 利用の制限

当社は、天候・伝染病などその他、やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合に、場内の全部又は一部の利用を制限させていただくことがあります。

第 18 条 約款の変更

この約款は、時代背景、環境などにより変更されることがあります。

変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知いたします。

（附則）制定・施行・改定

この約款は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

改定日 令和 7 年 10 月 15 日改定

株式会社札幌リゾート開発公社

札幌国際スキー場

〒061-2301 札幌市南区定山溪 937 番地先

Tel 011-598-4511 www.sapporo-kokusai.jp